

商品概要説明書

据置型定期預金「半年アップ」

(2019年6月1日現在)

商 品 名	・据置型定期預金「半年アップ」	
ご利用いただける方	・個人のお客さま	
期 間	・最長5年（自動継続扱いのみ）、据置期間3ヵ月 （満期日のお利息のお受取方法には、指定口座へご入金する方法＜元金継続＞と、元金に組入れて継続する方法＜元加継続＞があります。）	
お 預 け 入 れ	お預け入れ方法	・一括してお預け入れいただきます。
	お預け入れ金額	・1万円以上1,000万円未満
	お預け入れ単位	・1円単位
払 い 戻 し 方 法	・お預け入れ日から3ヵ月経過後は、一括して払い戻しいただけます。また、1万円以上1円単位で一部解約も可能です。	
お 利 息	適 用 金 利	・お預け入れ時の、お預け入れ期間に応じた店頭表示金利（3ヵ月以上6ヵ月未満、6ヵ月以上1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上4年未満、4年以上5年未満、5年）を、払い戻しが行われるまで適用いたします。 ・店頭表示金利には「お預け入れ金額300万円未満」と「お預け入れ金額300万円以上」とがあります。 ※一部解約後の残金についても引き続き上記の金利を適用いたします。ただし、当初お預け入れ金額が300万円以上のこの預金を一部解約したことにより、解約後残高が300万円を下回った場合は、当該解約後残高については当該解約日以降、当初お預け入れ時の300万円未満の金利を適用いたします。
	利 払 方 法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。
	計 算 方 法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切り捨て）とし、6ヵ月複利で計算いたします。 ・ただし、お預け入れ日から3ヵ月以上6ヵ月未満での払い戻しの場合は、1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・20.315%の源泉分離課税 （2037年12月31日までにお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%となります。） ※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。	
付 加 で き る 特 約 事 項	・20歳以上の個人のお客さまは、定期預金を総合口座の担保とし、総合口座による当座貸越がご利用いただけます。（貸越金利は、担保定期預金のお預け入れ期間5年の約定金利に0.5%を上乗せした金利） ・マル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。	
中 途 解 約 時 の お 取 扱 い	・お預け入れ日から3ヵ月未満の解約の場合は、解約日現在の普通預金の金利により計算したお利息とともに払い戻します。	
預 金 保 険 制 度	・預金保険制度の対象商品です。福井銀行へお預け入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円（決済用預金に該当する預金を除く）までとお利息が保護されます。 ・預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。	
福井銀行が契約している 指 定 紛 争 解 決 機 関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	

その他参考となる事項

- ・適用金利は窓口またはホームページでご確認ください。
- ・元加継続の場合、ご継続時にお利息を含めたお預け入れ金額が1,000万円以上になると、自動継続ができなくなります。この場合、お預け入れ金額の分割や元金継続扱いへの変更等をお願いすることがございます。

<福井銀行ホームページ> <https://www.fukuibank.co.jp>